

# 経營業務管理責任者要件の改正について

熊本県土木部監理課建設業班

建設業許可要件のひとつである経營業務管理責任者の要件に関し、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、また、建設業許可制度の制定当時と現在との比較や建設業者の実態の変化を踏まえ、以下の4点について見直しが行われました。

① 補佐経験における「準ずる者」の見直し	経管要件の経験のうち、「経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）」について、「準ずる地位」に「 <u>組合理事や支店長、営業所長、支配人に次ぐ職制上の地位にある者</u> 」を追加する。
② 他業種における執行役員経験の追加	経管要件の経験のうち、取締役会等から権限委譲を受けた <u>執行役員等としての経験</u> については、現在、許可を受けようとする業種に限られているが、 <u>他業種における経験も認める</u> 。
③ 3種類以上の合算評価の実施	経管要件の経験として認められる4種類については、現在、一部種類が2種類までの <u>合算評価</u> が可能とされているが、 <u>全ての種類に拡大する</u> とともに、 <u>経験の種類の数に限定を設けず合算評価することを可能</u> とする。
④ 他業種経験等の「7年」を「6年」に短縮	経管要件の経験のうち、 <u>他業種経験について</u> は、現在、7年以上要することとしているが、これを <u>6年以上に短縮する</u> こととする。 あわせて、 <u>②の経験及び経營業務を補佐した経験についても、同様に6年以上</u> とする。

(施行日 平成29年6月30日)

## ● 経營業務管理責任者の要件（平成29年6月30日改正）

申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。

改正前	改正後
<p>1 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p><del>2 許可を受けようとする建設業以外の業種に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</del></p> <p>3 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあって次のいずれかの経験を有する者</p> <p>(1) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験</p> <p>(2) <del>7年</del>以上経營業務を補佐した経験</p>	<p>1 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>2 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。<u>以下同じ。</u>）にあって次のいずれかの経験を有する者</p> <p>(1) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験<sup>(注1)</sup></p> <p>(2) <u>6年</u>以上経營業務を補佐した経験<sup>(注2)</sup></p> <p><u>3 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者</u></p> <p><u>(1) 経營業務の管理責任者としての経験</u><sup>注3</sup></p>

<p>4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>	<p>(2) <u>経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経營業務の執行に関して具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験</u><sup>注4</sup></p> <p>4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p>
---	--

注1 許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、2(1)に該当するものとする。

注2 「経營業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、2(2)に該当するものとする。

法人、個人又はその両方において6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、2(2)に該当するものとする。

**注3** 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、3（1）に該当する。

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要する者ではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

**注4** 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も3（2）に該当する。

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

【問合せ先】

熊本県土木部監理課建設業班

TEL：096-333-2485

FAX：096-381-5404